

各少年鑑別所視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

平成30年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	H30.3.9	視察委員による面接において、在所者から、職員に不適切とも取れる発言ないし対応があったとの意見があったため、その調査を求めるとともに、必要に応じて職員への周知、再発防止に向けた具体的対策等の措置を求める。	当所職員を調査した結果、不適切な発言ないし対応は認められなかったが、今後も、当所職員による在所者への接し方等について、十分な配慮を行う。
2	札幌少鑑	H30.3.9	函館少年鑑別所を支所とする場合であっても、函館少年鑑別所視察委員会は廃止せず、適正に機能できるよう整備を求める。	委員会の要望は上級官庁に伝達する。
3	札幌少鑑	H30.3.9	調査室内には、面接等の終了時刻について、誤解を招く記載のある掲示物が貼られていることから、終了時刻を明確にした上で、食事時間への配慮を要請する内容に修正するよう対応を求める。	調査室内には、調査官の面接、警察官の取調べ等に係る留意事項を掲示しているところ、面接等の終了について、終了時刻を明確にするとともに、食事の衛生管理や温食給与のために、当該終了時刻よりも30分程度早い終了に協力を求める記載内容に改める。
4	札幌少鑑	H30.3.9	在所者に対し、意見箱が設置されていること、利用することの趣旨、利用方法を十分に説明することを求める。	書面による告知に加え、入所時のオリエンテーションにおける口頭での周知を一層徹底する。
5	函館少鑑	H30.3.16	在所者からの意見提案等がより活発になされるよう、視察委員会及び意見提案制度のより積極的な周知を実施されたい。	提案箱設置箇所付近に説明文を新たに掲示したほか、視察措置更新決定がとられた在所者に対して、当該告知の際に再度上記内容を説明することとした。
6	函館少鑑	H30.3.16	函館少年鑑別所の分所化に伴い、施設規模が縮小されるが、そのことを理由として在所者の処遇等に不利益を生じることがないように十分に配慮されたい。	本所となる札幌少年鑑別所及び上級官庁等と協力することで、規模縮小を原因として在所者が不利益を被ることがないように配慮する。
7	旭川少鑑	H30.2.16	在所者の入浴頻度について、現行の最大週3回から回数が増加して入浴頻度の改善を図られたい。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
8	旭川少鑑	H30.2.16	夜間の照明について在所者の就寝の妨げとならないように照明の光量の減少・遮光措置やアイマスクなどの睡眠に関する物品の貸与・自弁購入を可能とする運用改善を図られたい。	自弁物品、給貸物品の品名については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である。 また、照明の光量の減少・遮光措置については、夜間の在所者の動静視察・保安上支障を来すため、現状を変更するのは困難である。
9	青森少鑑	H30.3.30	平成27年度から視察委員会が開始されて以降、一度も提案箱の利用がないため、気軽に提案箱を利用してもらえるような教示をお願いしたい。	平成30年3月に、在所者用の「生活のしおり」の内容を見直し、提案箱の設置箇所及び投かん可能な時間を盛り込んだ。
10	青森少鑑	H30.3.30	視察委員による面接をより充実したものとするため、視察委員会の開催に合わせて面接を行うのではなく、在所者の希望があれば、その都度面接を行うことを要望する。	在所者には、視察委員との面接を希望する場合は申し出るように、入所後のオリエンテーション及び「生活のしおり」に記載して周知しているところであり、今後も、同様な形で周知を行い、在所者から視察委員との面接を希望する旨の書面の提出があった場合には、視察委員会に対して、その都度面接希望者名簿を提出することとする。
11	青森少鑑	H30.3.30	視察委員の顔写真とともに、簡単な所属等を記載したものを掲示するなどして、委員の存在を周知するとともに、面接しやすい環境作りについて検討願いたい。	当所では、視察委員がその職務を円滑かつ適正に遂行できるようにするため、視察委員の氏名、住所、職業その他視察委員個人の特定につながる情報は、在所者に知られることのないよう配慮しており、視察委員の方々にも、その点について御理解いただきたい。また、面接しやすい環境作りのため、今後も、入所後のオリエンテーション時に在所者に対して分かりやすく丁寧に周知することとする。
12	青森少鑑	H30.3.30	ハンドソープやボディソープを支給品として認めてもらうことを検討願いたい。	在庫の石けんがなくなり次第、ハンドソープやボディソープを支給品としたい。
13	青森少鑑	H30.3.30	支給品をリンスインシャンプーではなく、シャンプーとリンス別々に支給していただきたい。	平成29年9月以降、シャンプーとリンスを別々に支給することに変更している。
14	青森少鑑	H30.3.30	図書の貸出し回数が週3回（5冊）では足りないと思われる。今後、教材整備により、新しい書籍が入ることも考えると、図書の貸出し回数や冊数について再検討願いたい。	当所では、備付書籍について、週3回（月・水・金曜日）、5冊ずつ（1週間に合計15冊）を貸し出すこととしている。1週間に合計15冊を1日当たりに換算すると、1日2冊の書籍を閲覧する計算になり、面接や調査、課題作文や描画等の意図的行動観察に係る課題等に要する時間も勘案すると、1日2冊以上の書籍を閲覧する時間的余裕はごくわずかであると思料されることから、現行どおりの運用（週3回、5冊ずつの貸与）が適当と考える。
15	青森少鑑	H30.3.30	特に、女子寮に見られると思われるが、しばらく在所者がいない状況が続くと、部屋に不快な臭いが漂い、それが気になる状況になるようであるため、対処方法について検討願いたい。	少年が在所中は、平日については、少年在所者が毎日居室清掃をするほか、居室に職員が消臭剤を散布している。また、居室を長期間使用していない場合にも、適宜の時期に、換気の実施、洗面台及びトイレへの流水を実施することにより、できる限り臭いが漂わないよう対処している。
16	盛岡少鑑	H30.3.29	分所化後の体制に関して、分所化後に現状の鑑別業務の体制を維持することが困難になる等の不安を職員が有していることに十分配慮し、職員の意見を十分聞き、これを反映した体制づくりを行うこと。また、分所化後の弊害が大きい場合には、再び盛岡少年鑑別所を設置することも含めて十分に検討すること。	職員面接や提案制度等を活用して、職員の意見に十分配慮しながら、今後も施設運営を実施していきたい。 再び盛岡少年鑑別所を設置することも含めて十分に検討することについては、施設限りで対応することは難しい。委員会の要望は上級官庁に報告する。
17	盛岡少鑑	H30.3.29	分所化に伴い、当視察委員会も仙台少年鑑別所の視察委員会に統合されることになるが、分所化後の状況が視察委員会でも十分把握できるよう、特段の配慮を行うこと。	仙台少年鑑別所視察委員会を、仙台少年鑑別所だけではなく、仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別所でも実施する予定であるため、その際に、分所化後の分所の状況についても十分把握できる機会を設けたい。
18	盛岡少鑑	H30.3.29	組織再編自体が、職員らに十分な事前の告知や意見聴取もなく決定されたことについて、現場の職員が強いストレスを抱え、また困惑していることを早急かつ確実に上級官庁へ伝え、今後の組織再編に当たっては、職員にも事前に十分な情報を提供した上で、意見を反映させる場を設けるよう働き掛けること。	組織再編実施の可否について、施設限りでは対応が難しい面もあるが、職員面接や提案制度等から得られた意見等については、必要に応じて、上級官庁へも報告したい。
19	盛岡少鑑	H30.3.29	本意見書に関しては、平成30年度の早い時期に仙台少年鑑別所視察委員会に対し、意見に対する対応について文書で回答すること。	少年鑑別所法施行規則第7条第2項の規定に基づき対応しているが、視察委員会からの意見を尊重する形での対応も検討したい。
20	仙台少鑑	H30.3.15	図書の充実を要望する。	平成28年度は65冊、平成29年度は112冊の図書を新規購入し、備付図書の充実を図った。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
21	仙台少鑑	H30.3.15	貸与可能な図書リストを作成して居室に備え付けることを要望する。	貸与可能な図書リストを整備し、居室に備え付けた。
22	仙台少鑑	H30.3.15	休日にも図書交換をすることが可能な体制を整備することを要望する。	土曜日に図書交換することができる体制を整備した。
23	仙台少鑑	H30.3.15	成長期の少年を収容する施設であることから、在所者の心身の健康保持のために、日曜日や祝日も運動場で運動を行うことについて、そのために必要な人員の確保及び配置とともに検討されたい。	官庁執務時間外は、必要最低限の職員を配置した勤務体制で施設運営をしており、職員が連行し、立会することを原則とする運動場における運動の実施は困難である。
24	仙台少鑑	H30.3.15	成長期の少年を収容する施設であることから、在所者の心身の健康保持のために、在所者の状況に応じて、1回当たりの運動時間を現状よりも長くすることについて、そのために必要な人員の確保及び配置とともに検討されたい。	現在、1時間の運動時間を確保しているが、運動時間を現状よりも長くした場合、鑑別のための面接や各種検査、家庭裁判所調査官による調査、保護者・付添人等の面会、在所者に対する健全な育成のための支援等、他の鑑別・観護処遇の適切な実施に支障が生じるため、対応は困難である。
25	仙台少鑑	H30.3.15	面会の時間的・回数的拡充を図ることを検討されたい。特に土日における面会の拡充については少年の健全な成長の観点からも早急な改善を期待する。	平日の面会時間については、特別な事情がある場合を除き、在所者が1日に面会できる回数は特に制限していない。ただし、同じ面会者の方との面会は、特に必要があると認められる場合を除き、1日に1回としている。一方、官庁執務時間外は必要最低限の職員を配置した勤務体制で施設運営をしており、職員が連行し、立会することを原則とする面会の実施は困難である。
26	仙台少鑑	H30.3.15	面会時のおやつを差入れを1回の面会当たり1個としている制限について見直しを検討されたい。	面会時の飲食物は面会者との交流を促進する意味合いがあることを考慮し、当該取扱いを認めているところ、在所者には栄養バランスに配慮した食事を提供し、健康を管理する観点から、面会中に喫食できる飲食物には一定の制限を加えている。
27	秋田少鑑	H30.3.28	在所者が職員と会話をする機会を設けてほしい。在所者に対して声掛けをしたり、悩み事の相談に応じてほしい。	現在でも、適宜、声掛けをしており、決して会話の頻度が少ないものとは思われない。在所者と適度なコミュニケーションが保たれていると思うが、より親身な対応を心掛けるなど、話をしやすい雰囲気醸成に努めたい。特に面接して相談したい旨の申出があれば、これまでと同様、可能な限り対応する。
28	秋田少鑑	H30.3.28	運動の時間に限らず、日課の固定化を避け自由時間にビデオを用いて、エアロビクス等の室内運動を許可することを検討願いたい。	規則正しい生活が、心身の健康を保つ上で極めて有効と考えられる。職員配置や他の業務の都合から、健康管理上必要な運動時間の確保を最優先し、やむを得ない場合に実施時間を変更しているが、時間の変動に適応し難い在所者も想定されるところであり、特段の目的もなく、時間を変更することは適切でない。居室内でのエアロビクスについては、今後、可能か否か検討したい。
29	秋田少鑑	H30.3.28	在所者の菓子・飲料の購入を制限するべきではない。毎週1回は適当でない。1日当たり菓子1袋、飲料1本程度を認めるべきであるので、検討願いたい。また、在所者が購入した菓子・飲料を面会時に飲食させることも合わせて検討願いたい。	在所者の菓子等の購入は、業務に支障のない範囲で購入機会を、生活上問題のない範囲で購入量を増やすことを検討したい。なお、面会室において不適切な物品の授受等が行われることがないよう、購入した飲料等を面会の場に在所者が携帯することはさせていない。
30	秋田少鑑	H30.3.28	退所する在所者には、白紙でも良いので提案箱に投かんさせてほしい。退所時アンケートを提案箱に投かんさせて、視察委員から職員に手渡す運用はできないか。退所時アンケートに視察委員会からの質問を取り入れていただくことを検討願いたい。	在所者に投かんを強制するかのような対応は、認め難い。また、退所時アンケートは、当所が施設運営の向上のために資するものとして実施しているものであるが、視察委員会からの質問については、その内容等を踏まえ、退所時アンケートに挿入するか否かを検討する。
31	秋田少鑑	H30.3.28	生活のしおりの内容はボリュームがあり過ぎる。要約版を作ることはできないか。願ひ出書・申出書等の一覧を作ることを検討願いたい。	生活のしおりは、単なる生活上のガイドブックではなく、当所で何が認められ、何が認められないか、その他必要な手続等を明らかにしているところから、要約することは困難であり、懇切な記載をしているものであって、無意味に厚くしたものでない。願ひ出書・申出書等の一覧を挿入することを検討する。
32	福島少鑑	H30.3.30	各居室への時計の設置を要望する。	各居室への時計を設置する必要性については、保安上の観点等を踏まえつつ検討する。
33	福島少鑑	H30.3.30	運動時間について、運動時間の延長や午後の運動時間を設けるなど在所者の意思と特性に応じた対応を求める。また、これに伴う職員人員の増員を求める。	法令に基づいて1日1時間以上の運動時間を確保しているところである。職員の増員については、委員会の要望を上級官庁に伝達する。
34	福島少鑑	H30.3.30	就寝時の照明について、LED化を実現している施設もあるようであり、LED化を含め、就寝しやすくするため明かりを現状より少し暗くすることなどの工夫を願う。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態の把握の必要性から一定の明るさを確保する必要がある。居室のLED化に係る委員会の要望については上級官庁に伝達する。
35	福島少鑑	H30.3.30	居室が寒いとの感想があり、適切な室温管理を行うよう要望する。	冬季は各居室等における循環暖房のほか、暖かい衣類や寝具を追加貸与しているところである。今後とも適切な室温管理に努める。
36	福島少鑑	H30.3.30	食事の内容について、高齢者が多い刑務所向けの献立に過度に依存するのは問題であり、成長期にある少年に適合した栄養摂取を第一に内容が決まるよう要望する。	規程に基づき、管理栄養士が成長期の在所者に配慮した献立を作成し給与している。今後とも、必要に応じて、共同炊きん所と連絡調整し、適切な食事の給与に努める。
37	福島少鑑	H30.3.30	献立表の掲示について要望する。	献立表について、常時間閲覧できるよう入所時に個々に貸与することを検討する。
38	福島少鑑	H30.3.30	職員的心身に対するケアや士気昂揚策も含めた研修、福利充実など職場環境の向上を求める。その旨を上級官庁に伝達されたい。	職員の健康管理の推進、職員研修や福利の充実に努める。職員の勤務環境の向上に係る委員会の要望については上級官庁に伝達する。
39	福島少鑑	H30.3.30	視察委員会の開催回数の弾力的運用及び委員定数の増加を要望する。	視察委員会の開催回数の弾力的運用及び委員定数の増加については、委員会の要望を上級官庁に伝達する。
40	宇都宮少鑑	H30.2.28	提案箱への投かんを促す方策として、図書室や運動場に行くときに提案箱の所在を改めて周知されるよう要望する。	「入所時オリエンテーションにおける説明等の強化」、「提案箱の設置場所の見直し」、「提案箱に説明書きを貼付」及び「しおりに提案箱の所在等の説明文を追加」という4つの対策を講じた。
41	前橋少鑑	H30.3.31	報告を受けた平成29年度における施設等の改修、備品の購入、対応の変更等については、在所者にとって望ましいものが多く、このような改善を継続していくことを望む。	貴委員会からの意見を踏まえ、在所者の生活環境の改善に資するよう、引き続き施設等の改修、備品の購入、対応の変更等に努める。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
42	前橋少鑑	H30.3.31	弁当給食への移行が在所者の生育に悪影響を与えないよう、適切に弁当の業者を選定するように求める。	弁当納入業者については、発育期にある在所者の生育に十分配慮し、栄養面でのバランスのとれた献立となるよう仕様を定めた上で、一般競争入札により、厳正かつ適正に選定した。
43	前橋少鑑	H30.3.31	平成29年度中に在所者からの提案箱への投かん内容は、いずれも職員に対する感謝の念を伝えるものであり、職員への在り所への対応が適切なものであったと考えられ、このような状況を継続していきけるよう求める。	引き続き在り所への適切な対応に努める。
44	さいたま少鑑	H30.3.2	提案箱の存在について、周知徹底されたい。	提案箱の存在については、提案箱設置箇所に献立表を掲示することにより、より注目が得られるようにするとともに、定期的な寮内放送の中で、提案箱の開錠は視察委員会が行い、当所職員は開錠しないことを伝達することとした。
45	さいたま少鑑	H30.3.2	意見・提案書を誰が提出したのかが分からないようにする工夫をしていただきたい。	少年鑑別所の職員の責務として、在り所の動静把握を義務付けられており、完全に在り所の提出行動を分からないようにすることは困難である。
46	さいたま少鑑	H30.3.2	食事は、単に栄養面への配慮にとどまらず、温かいものを温かいまま提供したり、在り所の年齢にも配慮した献立作りをしていただくなど、更なる配慮をいただきたい。	引き続き衛生管理に万全を期しながら温食給与に努めていく。栄養面や献立については、必要があれば、共同炊きさん庁であるさいたま拘置支所を通して、あるいは献立会議等の機会に、川越少年刑務所に意見を提出していく。
47	さいたま少鑑	H30.3.2	在り所の健康や身体の安全を確保するため、収容環境の改善には更に特段の配慮をいただきたい。	防寒対策については、十分な衣類の配布と一部他の居室よりも室温が低めになっていた居室におけるホットカーペットの使用により採暖が確保されており、今後は、在り所に適切な衣類の使用法等について指導するとともに、引き続き予算に鑑みながらではあるが、十分な採暖を図っていきけるようにしていく。また、トイレや水周り等の清掃方法を改善し、居室内の消毒については、使用薬剤をより持続的なものに変更するなどの対策をとったところである。今後も、収容環境の不具合が生じたならば、速やかに対応していく。
48	さいたま少鑑	H30.3.2	少年鑑別所への収容を契機として更生しようと真剣に考えている在り所の更生の芽を摘み取ることはないよう、最大限の配慮を願いたい。	職員は、在り所の基本的な人権を尊重しつつ、その資質、能力を踏まえ、健全な育成を支援する観点からの対応に努めてきたところであり、今後もその勤務姿勢を維持していく。
49	千葉少鑑	H29.8.29	食事量不足を感じる在り所へ個別に増量、自弁品として栄養補助食品の購入可等を検討願いたい。	自弁購入品に試行として栄養補助食品を追加した。
50	千葉少鑑	H29.8.29	冬季の居室内の寒さ対策を検討願いたい。	使い捨てカイロの支給及び毛布を2枚増貸与した。
51	千葉少鑑	H29.8.29	冬季の便座の寒さ対策を検討願いたい。	使い捨ての便座シートを入所時に支給した。
52	千葉少鑑	H29.8.29	提案箱周知のため視察委員会作成のポスター掲示を検討願いたい。	ポスターを提案箱付近に掲示した。
53	千葉少鑑	H30.3.8	夕食時間を社会一般の時間帯に近づけ、就寝までに空腹とにならないよう検討願いたい。	非常勤職員の配置予算や千葉刑務所で調理し、運搬していることから、給与までの時間がかかるなど、当所のみで直ちに改善することは困難である。意見があった旨上級庁に到達したい。
54	千葉少鑑	H30.3.8	冬季の入浴回数を増やす予算措置を検討願いたい。	意見があった旨上級庁に到達したい。
55	東京少鑑	H30.3.30	次の方策により視察委員会及び提案箱の目的と存在を周知されたい。また、実施困難については、その必要性、合理性を具体的に説明されたい。 方策1 各居室にポスターを掲示する。 方策2 在り所が廊下に掲示されたポスター及び提案箱の設置場所を通過する際に、立ち止まるなどして説明を実施する。 方策3 所内行事の機会に説明を実施する。	視察委員会の制度は、入所時オリエンテーションにおいて、口頭で告知しているほか、生活のおしりにおいても活動を紹介しているところであるが、今後も在り所のより目に付く場所、立ち止まる場所等にポスターを掲示するなど、周知等のための方策を積極的に講じてまいりたい。 なお、方策1ないし3については、以下のとおり判断している。 方策1について、居室内の掲示物を増やすことが、在り所による落書き等の不正連絡や通信文書などの不正物品の隠匿につながる可能性が否定できず、居室設備の維持管理及び保安上の観点から、実施は適当ではない。 方策2について、在り所の移動は、面会等の種々の目的に応じて実施するものであり、日課運営上及び保安警備上の観点から、その移動時間は最小限にとどめる必要があることから、設置場所を通過する都度立ち止まるなどして説明を実施することが適当ではない。 方策3について、所内行事は観護処遇上の特定の目的をもって実施されるものであるところ、これに付随して視察委員会についての説明を実施することは、在り所に行事等の本来の目的を誤って認識させる可能性があり、実施は適当ではない。
56	東京少鑑	H30.3.30	視察委員会の周知と提案箱の機能充実を図るべく、提案箱に「視察委員会提案箱」と明記されたい。	提案箱に「視察委員会提案箱」等の記載を施すことは実施可能であり、速やかに提案箱前面に視察委員会の管理する提案箱であることを明確にするための表示を施すこととした。
57	東京少鑑	H30.3.30	常時、在り所に対してカウンセリング対応ができる人的組織の構成を至急検討し、構築されたい。	現在の体制においても、精神科診察の必要性が認められる場合や在り所本人からの申出があった場合は、可能な限り、精神科医師による面接を実施しているほか、障害等を有する在り所に対しては、その特性を踏まえた処遇上の配慮を行い、心情不安等のある在り所に対しては、鑑別や行動観察を担当している法務技官（心理）又は法務教官等が心情の安定を目的とした面接等を実施しているところである。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
58	東京少鑑	H30.3.30	法務大臣訓令に定められる差入品一覧について、少年鑑別所法第20条、同法第28条及び同法第29条第1項の趣旨を踏まえたものであるか、個々の物品を制約する理由について改めて検討されたい。	法務大臣訓令の内容とその妥当性については、当所においてこれを検討することは困難であるから委員会の要望を上級庁に伝達したい。 なお、当所においては、少年鑑別所法第42条に基づいて在所者が使用できる物品を定めているところ、原則として法務大臣訓令に定めのない物品の使用を許すことは、当所のみの判断では困難である。
59	東京少鑑	H30.3.30	家庭・生育・経済的環境など様々な背景から差し入れを受けられない在所者がいることに鑑みて、貸与品・支給品の改善を検討されたい。	給貸与品については、法務大臣訓令に定められており、当所のみの判断で変更することは困難であるが、その仕様については、差し入れのない場合に配慮しつつ、在所者の生活環境の充実に資するよう努めてまいりたい。 なお、衣類、寝具その他の貸与品については、計画的に更新を実施し、その維持管理に努めている。
60	東京少鑑	H30.3.30	東京少年鑑別所には冷暖房空調設備がなく、また、施設の老朽化が著しいことから現在の社会生活の水準の確保と在所者の健康管理の観点から、冷暖房空調設備を改善されたい。	冷暖房空調設備については、設置、運用及び維持管理に相応の費用を生じることから、予算の制限のためすぐさまこれを導入することは困難であるが、今後上級庁に予算の増額要求が可能であるか否かを確認し、導入を検討するとともに、予算及び施設の管理運営上の事情を踏まえつつ、在所者の生活環境向上のために実施可能な措置を講じてまいりたい。
61	東京少鑑	H30.3.30	保護者控室に生活のしおりを据え置き、在所者の生活に関する情報を開示されたい。	生活のしおりは、少年鑑別所法施行規則第10条第2項に基づき、在所者に必要事項を告知するために備え付けることとされているものであり、面会待合室への設置は適当ではないが、少年鑑別所の運営及び在所者の生活について、保護者をはじめとする面会者に適切に理解していただくことは重要と考えるため、掲示物の充実や在所者の生活について紹介する冊子の作成等、周知のための方策を検討、実施してまいりたい。
62	東京少鑑	H30.3.30	少年の健全な成長の観点から、カロリーだけでなく、副食等のバランス、摂食障害等への対応等を検討されたい。また、温かい食事を給与することについて、更なる改善を検討されたい。	在所者に給与する食料は、法務大臣訓令に基づき、主食・副食の給与量、熱量及び栄養価が定められ、当所においては、外部請負業者が調理する弁当を給与し、当該弁当について定められた給与量等を満たすよう契約を締結している。業者による弁当給食に伴う制約はあるものの副食等のバランスについても可能な限り対応してまいりたい。 また、温かい食事の給与については、請負業者による調理、配送及び在所者に給与するまでの時間、さらには夏期における腐敗の防止を考慮すると対応が困難な実情にあるものの、主食・汁物については、これまでも温食給与を行っている。また、摂食障害の者については、医師の判断を踏まえ、適切に対応してまいりたい。
63	東京少鑑	H30.3.30	保健衛生上の観点から、現行の入浴回数について見直し、入浴回数を増やすべく改めて検討されたい。 また、在所者の中には審判等の外出に当たって入浴を実施し身ざれいにしたいとの要望があることから、入浴の機会について併せて検討されたい。 さらに、浴室の設備（シャワー等）の故障について、速やかに補修をされたい。	在所者の入浴回数を増加させることは、給湯用のボイラーの運転回数を増大させ、燃料費をひっ迫させることにつながるもののほか、新たに配置職員を増員する必要性もあることから、現行の入浴の回数を増やすことは困難である。 なお、故障が認められたシャワーについては、破損していたシャワーヘッドを交換し、補修済である。今後も、引き続き設備のメンテナンスに努め、故障が生じた際には速やかに改修等の措置をしてまいりたい。
64	東京少鑑	H30.3.30	在所者のために在所中から就業等に関する情報を提供することは、健全育成・更生に資することから、就業等の情報に接する機会を、今以上に提供すべきである。	当所においては、在所者の健全育成を支援するため、外部の協力者による種々のプログラムを用意している。現在、在所者の希望に応じ、ハローワークによる講話を毎月1回実施していることに加え、職業適性検査の実施や職場への適応を促すための助言等の積極化といった就労支援の実施を計画しているところであり、実用図書の一層の充実を図ることも含めて、今後も更なる充実に努めてまいりたい。
65	東京少鑑	H30.3.30	屋根の一部張り出し部分前面に設置された有刺鉄線について、設置場所に在所者が到達することは容易ではなく、また、外壁上部には弱電流の流れる金属線が張られており、逃走自体容易ではない。有刺鉄線は、在所者に威圧感を与え、情操の保護を損なうことが危がされることから、当該有刺鉄線を除去するとともに、必要最小限の代替案を検討すべきである。	有刺鉄線は、収容の確保を目的として、種々の検討を重ねて設置したものであり、設置箇所付近の塀を高くする等の代替案についても検討しつつ、現状の対策を講じたものである。 なお、外壁上部に設置された金属線を流れている電流は人体に影響を及ぼすものではなく、当該金属線のみをもって逃走の防止を図ることは困難である。
66	八王子少鑑	H30.3.28	視察委員会による所内に設置した提案箱を用いた意見聴取の制度及び方法について、在所者に対してより一層の周知を図られたい。	当該制度等については、生活のしおりに明記するとともに、入所時オリエンテーションにおいても口頭で教示しているところであり、今後も周知に努めたい。
67	八王子少鑑	H30.3.28	視察委員会による所内に設置した提案箱を用いた意見聴取について、その内容の秘匿性を担保するため、意見書は封筒を用意しこれに封入して投かんしているところ、当該封筒は職員が保管していることから、今後は投かんの有無についての秘匿性も担保できる方法に改められたい。	今後、当該封筒を生活のしおりに添付するなどの方向で検討する。
68	横浜少鑑	H30.3.26	スマートフォン等の不正持込、不正通信の事案を受け、同種事故防止に向けた対策を徹底されたい。	事案発覚後、速やかに所長指示を發出して職員に注意喚起を徹底し、併せて入所時や居室の検査要領についても内規の改正を行った。
69	横浜少鑑	H30.3.26	在所者に提供する食事及び飲料について、温度、味付け、分量などが適切になされるよう配慮願いたい。	食事運搬時に使用する容器を保温性の高いものに変更する、だしや香辛料により味を調える、米飯を硬さの調整可能なものに変更することなどについて、共同炊きさん庁と協議し実施している。
70	横浜少鑑	H30.3.26	在所者からの意見・提案制度を自由かつ積極的に利用できるように、制度の告知等に努められたい。	入所時オリエンテーションにおいて、在所者全員に対して、意見・提案制度に関する説明文書及び意見・提案書用紙を配付して、制度の告知に努めていきたい。
71	横浜少鑑	H30.3.26	在所者の体調を管理する上で必要となる、居室の温度管理に留意されたい。	暑さ、寒さ対策を各種講じたほか、生活環境向上のための清掃、布団干し、畳替えなどを適宜実施することで、処遇の充実を図っている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
72	横浜少鑑	H30.3.26	消灯時間後における在所者の睡眠を確保するための対応を検討されたい。	消灯時間後の明度を下げること、アイマスク等を使用させることは保安上困難であるため、巡回時に静ひつな環境を保つよう細心の注意を払っている。
73	横浜少鑑	H30.3.26	図書の貸出し回数及び冊数について、在所者の希望に応じて増やすことを検討されたい。	図書選定の時間が増えることで、職員配置に困難を来したり、人気がある本に貸出しが集中し、公平な貸出しに支障が出るなどが懸念されるが、実現可能な範囲で前向きに検討したい。
74	横浜少鑑	H30.3.26	職員不足による適正な業務執行への影響を考慮し、人員確保の要求を上級官庁へ求めるなど対応されたい。	人員確保について上級官庁へ要求していきたい。
75	横浜少鑑	H30.3.26	委員会の開催回数について、2か月に1回、年6回程度で準備をお願いしたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、委員会開催回数に係る要望について上級官庁に報告していきたい。
76	新潟少鑑	H30.3.15	ラジオの音量について、希望すれば職員が調整することが可能であることを適宜な方法で、在所者に説明すべきである。	在所者に対して、生活上で不都合がある場合には、その都度職員に申し出るよう入所時に説明しているほか、生活のしおりにも記載している。引き続き丁寧な説明をしていきたい。
77	新潟少鑑	H30.3.15	来訪者出入口とは別の在所者専用の出入口を設置するよう平成28年度も意見を述べたが、設置されていないので、早急に対策を講じるよう重ねて意見する。	平成26年度から上級官庁に対して要望しており、今後も継続して要望していく。
78	甲府少鑑	H30.3.5	男子寮のエアコンを早急に増設するよう申し入れる。	夏季における在所者の熱中症予防策の一つとして、男子寮についても、予算事情を勘案しながら、エアコンの廊下への設置を検討したい。
79	長野少鑑	H30.3.29	提案箱の近くにそれがどんな目的で設置され、どのように利用できるのか、利用によって不利益を受けることがないこと等をわかりやすく記載した当委員会で準備する書面を貼付願いたい。	提出された書面を見た上で掲示について検討したい。
80	長野少鑑	H30.3.29	夏季期間以外にもその前後で暑い日もあるので、所定の時期を外れても気温等により、温水シャワーの使用を検討願いたい。	温水シャワーの使用期間（6月1日から9月30日まで）については、気候の状況より期間を延長することとしているが、平成29年については延長の必要が生じなかった。
81	長野少鑑	H30.3.29	自弁品で菓子パンを買えるように購入を検討願いたい。	菓子パンを自弁対象食品とする場合、食事の給与をどうすべきかなど検討課題が多いことから、栄養補給食材（カロリーメイト等）を自弁品目に追加した。
82	長野少鑑	H30.3.29	夕食時間を一般社会の夕食時間に近づけるよう検討願いたい。	弁当給食の業者と調整を行った上で弁当搬入及び配食時間を遅らせ、午後5時頃から喫食させることとした。
83	長野少鑑	H30.3.29	弁当の容器を電子レンジが使える容器に変更する等、電子レンジが使用できるよう検討願いたい。	食材や容器の関係上、電子レンジの使用は難しいことから運搬用保温箱を整備した。
84	静岡少鑑	H30.3.22	視察委員会の開催回数について、おおむね2か月に1回の割合で年6回の開催を実現すべく、今後更に適切な予算措置を講じていただきたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、こうした意見があったことは、上級官庁へ報告する。
85	静岡少鑑	H30.3.22	室内の暑さ、寒さ対策について、改善のために更なる工夫と努力を検討されたい。	冷暖房機器の増設は予算の制約上、自庁限りでの対応は困難であるが、夏季は扇風機、アイスノンの貸与、冬季は防寒用の衣類や寝具の貸与を手厚くするなどして対応している。今後とも限られた設備・予算の中で対応可能かつ効果的な方法について検討していく。
86	静岡少鑑	H30.3.22	就寝時に明るすぎて安眠できないとの意見があったため、照明や照度、アイマスクの貸与等の工夫を検討されたい。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態の把握の必要から一定の明るさを確保することに加え、動静視察上も必要である。また、自弁物品、給貸与品の品目が訓令・通達で定められていることから、アイマスクの貸与については当所のみでの対応は困難である。
87	静岡少鑑	H30.3.22	畳や寝具について、虫刺され等の被害があるとの意見があったため、必要かつ適切な対策を求める。	居室については、年に1回くん蒸消毒をしており、寝具についても適宜日干や布団乾燥機による乾燥を実施している。実際に害虫等が発生した場合は、速やかに職員が適宜の方法で排除している。
88	静岡少鑑	H30.3.22	入浴の回数の増加など、処遇改善のためには、現在の人員配置体制では不十分であり、定員を増やすことをも含めた人員の確保について検討されたい。	人員配置を増やすことについては、当所限りでは対応できない事項であるため、引き続き、上級官庁に要望していきたい。
89	静岡少鑑	H30.3.22	教官の態度に対する不満が初めて聞かれたため、職員の更なる誠意と努力、自己検証、相互検証と研さんをされたい。	当該職員及び具体的な発言内容は確認できなかったが、こうした意見があったことを踏まえ、今後も監督者による職員への指導、効果的な職員研修を通して人権意識の向上と適切な処遇の実施を徹底する。
90	静岡少鑑	H30.3.22	食事の汁物などについて、温かいものを提供できるよう対応を求める。	食事の主食及び汁物については温蔵庫等で配食直前まで温め、温食給与を図っている。引き続き給食において温食給与の確認を行う。
91	静岡少鑑	H30.3.22	外部の篤志家の協力を得た指導は有意義なものと思われるので、頻度の増加や分野の拡大について引き続きの対策と努力を検討されたい。	平成29年度、新たに絵本の読み聞かせを始めるなどの新たな取組も行っているところ、平成30年度においても更なる充実に向けて外部協力者と良好な関係を保ち各種指導の実施を継続したい。
92	静岡少鑑	H30.3.22	図書の貸出しのルールについては引き続き、より柔軟な対応が可能のように改善することを要望する。	職員配置や他の日課運営等を考慮の上、引き続き図書の貸出しのルールの柔軟な対応について検討したい。
93	静岡少鑑	H30.3.22	図書以外のテレビ、ラジオ、ビデオその他の視聴覚素材についても自由な視聴を可能にするなど、文化享受の環境をさらに充実させるべく、工夫と努力を検討されたい。	視聴覚素材の自由な視聴については、機器の大幅な更新などの予算措置が必要であり現状では困難であるが、今後も在所者のニーズに対応できるよう各種素材の更なる充実を図っていきたい。
94	富山少鑑	H30.3.1	平成29年度、視察委員会は5回実施されたが、定期の開催は1回減らして4回とし、残りの1回は入所があった直後に臨時に開催することを検討願いたい。	年度内の開催回数は5回とした上、開催方法については、視察委員会の意向を踏まえ、柔軟に対応することは可能である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
95	富山少鑑	H30.3.1	提案箱の有効活用を図るため、在所者にあらかじめアンケート用紙を配付し、自由に記載させて投かんさせることを検討願いたい。	引き続き入所時オリエンテーションにおいて、提案箱について丁寧な説明を行うとともに、「意見・提案書」（平成27年5月14日付け矯総第1670号矯正局長通達「少年鑑別所視察委員会に対する協力等について」の別紙様式3）を生活のしおりに同封し、自由に記載できるようにする。
96	富山少鑑	H30.3.1	地域援助業務を充実させる観点から、富山市教育委員会が主催する「富山市いじめ調査委員会」に富山少年鑑別所長も同会のメンバーとして参加することを検討願いたい。	富山市教育委員会の要請（又は承諾）があれば、積極的に応じることとしたい。
97	金沢少鑑	H30.3.23	平成29年度は提案箱に何も意見がなかったことから、保護者や外部の人の意見を聞くなど、運用状態について検証されたい。	提案箱は適正に運用しているところであるが、所内生活において提案箱について周知を図る機会を増やすこととしたい。
98	金沢少鑑	H30.3.23	随時、蔵書の確認と新しい図書の購入や受け入れについて検討願いたい。	毎年度、確実に図書の整備更新を実施しているところであり、今後についても引き続き図書の充実化を図っていきたい。
99	金沢少鑑	H30.3.23	在所者との面接等から、食事（副食）が冷たいとの改善要望が出ていることから、改善余地がないか検討願いたい。	弁当給食であり、同じ容器内にサラダ等、温めることで味を損ねる惣菜も混在しているため、一律に電子レンジを使用することは難しい。
100	金沢少鑑	H30.3.23	就寝時の照明が眠りの妨げになっていることから、施設の性質上、夜間の照明は消すことはできないにしても、明るさを減じる等の工夫を検討願いたい。	夜間の居室内の照明は、保安上及び在所者の健康状態把握の必要性から、職員が判断し得る一定の明るさを確保する必要がある。なお、夜間における廊下等、寮内の各箇所については可能な範囲で減灯している。
101	金沢少鑑	H30.3.23	在所者の健康・衛生上の観点から夏場への対応としてエアコン設置の検討を願いたい。	エアコンの設置は予算上及び施設の設備構造上、直ちに設置することは困難である。当面は、夏季に廊下に送風機を設置し涼をとることとしたい。
102	金沢少鑑	H30.3.23	「生活のしおり」について、文字の羅列が多く在所者が理解しづらいと思慮される。必要に応じて図表等を入れる工夫を検討願いたい。	生活のしおりについては、より分かりやすいものとなるよう検討する。
103	金沢少鑑	H30.3.23	「生活のしおり」について、選挙権についての説明を入れることを検討願いたい。	選挙に関する事務については、法規等にとり、適正に対応しているところではあるが、「生活のしおり」への記載について検討する。
104	金沢少鑑	H30.3.23	視察委員会の第一回開催時期が遅く、著しく下半期に偏っていたことから、夏場における在所者の実情について知ることができなかった。開催時期を前倒し年間を通じてバランスの良い開催を要請する。	第1回視察委員会の開催を早期に実施するよう調整する。
105	金沢少鑑	H30.3.23	在所者から食事についての要望が多いことから、視察委員による試食の機会を設けることを検討願いたい。	平成27年5月14日付け矯総第1670号矯正局長通達「少年鑑別所視察委員会に対する協力等について」に基づき、検食分の一部を視察委員に提供することにより、試食に協力したい。
106	福井少鑑	H30.3.6	提供方法について温冷の保たれる工夫をする、汁物を増やすなど、在所者の食事について、その内容や提供方法についてより一層の配慮を願いたい。	温冷等については、主食は整備した温蔵庫で保存し、常に温かいものを提供できるようにしている。副食の温冷等については、温めのできる食材、できない食材が副食の容器内に仕切られたところから小分けされていることから一律に取扱うことは難しい。そこで少しでも温もりの感じられる食事となるよう、平成30年度から昼食時、夕食時に塩分摂取量に配慮した暖かい減塩味噌汁を提供することとした。
107	福井少鑑	H30.3.6	食事の分量について、少なくとも主食については、在所者の体格のみならず本人の希望や食欲なども考慮し、ある程度幅のある給与が可能となるように運用を検討されたい。	熱量・栄養量等は規程に基づいたものであることから、施設限りでは対応はできないものであるため、委員会の要望事項として上級官庁に伝達したい。
108	福井少鑑	H30.3.6	職員の増員を含め、就業環境の改善に向けた具体的な方策を検討いただきたい。	就業環境の改善について、平成29年度、当直回数を制限されていた職員が平成30年度から通常勤務に戻ったため、改善傾向にある。しかしながら、職員の増員については、施設限りでは対応はできないものであるため、委員会の要望事項として上級官庁に伝達したい。
109	岐阜少鑑	H30.3.22	夜間、就寝時の照明については可能な限り暗くするように対応願いたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要から、一定の明るさを確保する必要がある。
110	岐阜少鑑	H30.3.22	夏季・冬季の施設内の温度を調整し、生活上快適な温度となるよう対応願いたい。	生活環境については、これまでも適切な温度調整を図ってきたが、今後も引き続き適切な温度を保てるよう努めたい。
111	岐阜少鑑	H30.3.22	衣類の貸与については保温効果の高い被服を用意するなどの対応を検討していただきたい。	現在でも冬季には厚手の上着を貸与している。また、衣服を更新する際は、今後も防寒に配慮した上着の調達を行っていく。
112	岐阜少鑑	H30.3.22	老朽化した施設の補修又は改修を行いつつ、施設の改修に当たっては、施設内の夜間照明色を暖色系への変更、温度環境が改善されるよう冷暖房設備等の利用を配慮した設計、明るい色彩等を考慮した施設等にすること等、長期的な計画も含めて、今後の施設改善の検討を積極的に進めてもらいたい。	平成29年度は寮及び居室の衛生器具等の改修等を実施した。今後も在所者の生活環境の改善に資するよう、補修や工事を進めていく。
113	岐阜少鑑	H30.3.22	本委員会の活動の実行性を高めるためにも、在所者の入所時に、提案箱の設置場所や、自由に提案箱への投かんが可能であること等、本委員会の存在や意義を分かりやすい言葉で具体的に説明していただきたい。	本委員会の活動については、在所者の入所時や面接場面で口頭説明のほか、居室備付けの「生活のしおり」等にて周知するように努めている。加えて、提案箱の設置場所等についても適宜説明を行っている。在所者においては、ともすると委員会に自身の意見を伝えることの重要性を十分に理解していない場合があるため、個々の在所者の理解度に応じて具体的な説明の仕方等をより検討していくこととする。
114	岐阜少鑑	H30.3.22	意見・提案書の書式については、依然として在所者にとって使いやすい書式とはなっておらず、改善の必要性があるので、上級官庁に改善の要望をしていただきたい。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められている。委員会の意見は上級官庁に伝達する。
115	岐阜少鑑	H30.3.22	在所者の関係者からも本委員会に気軽に意見を投かんできるよう待合室に提案箱を設置するなどして広く意見収集をできる環境を整備することを求める。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設がすべき事項であるため、部外者からの意見聴取用の提案箱を設置する予定はない。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
116	岐阜少鑑	H30.3.22	地域援助業務については、少年鑑別所の専門性を生かしたサポートに期待している方が多いことから、より地域に地域援助業務の活動を知らせ、より一層の活動を行うことを求める。	これまでも機会あるごとに広報に努めてきたが、平成29年度は、再犯防止推進施策に参加する地方公共団体に少年鑑別所の地域援助業務を活用していただけるよう依頼した。今後も、より一層の広報及び活動を推進していく。
117	名古屋少鑑	H30.3.2	夏季には、毎日、シャワー及び洗髪時間を設けることを再度検討いただきたい。	夏季期間中に毎日シャワー等の機会を与えることは、職員配置の都合上、困難であるため、代替案として就寝前の拭身を積極的に勧め、保健衛生の保持に努める。
118	名古屋少鑑	H30.3.2	入浴時に貸与されるタオルが薄く小さいため、改善を図るため、上級官庁と折衝されたい。	意見については、現状確認の上、必要に応じて交換等の適切な対応を検討したい。なお、在所者には、風邪等を配慮し、ドライヤーを増設設置し、適切な対応を実施している。
119	名古屋少鑑	H30.3.2	午後4時30分から開始される夕食時間について、30分から1時間繰り下げることを検討願いたい。	契約業者の都合上、調理時間や納品時間を遅くすることができないため、困難である。
120	名古屋少鑑	H30.3.2	貸与本の交換について、希望者のみ、週2回の貸与又は追加することを検討願いたい。	職員配置上、週2回の入れ替えは困難であるが、冊数の増冊について検討する。
121	名古屋少鑑	H30.3.2	好きな音楽や本に係る質問について、入所時の調査に入れることを検討願いたい。	入所後において、個別的に音楽や本等の嗜好を調査するほか、適宜の機会に在所者を対象にアンケート調査を行うことも検討したい。
122	名古屋少鑑	H30.3.2	在所者の発達特性に応じたよりきめ細かな対応を検討いただきたい。	毎朝の朝礼において、各担当者が当該在所者に関する情報等（発達特性等を含む。）を詳細に報告し職員間での情報共有に努めているほか、通常の室内での面接以外に、身体上の不調等を聴取する戸外面接を実施しており、引き続き在所者の特性に配慮した適切な対応に努める。
123	津少鑑	H30.3.27	図書の入替えをされたい。	平成29年度は娯楽目的の書籍と同等数の学習本や自己啓発本等を購入、備付書籍として整備した。本年度整備した書籍を含め、当所には1,914冊の書籍があるが、今後も予算事情を踏まえながら、書籍の更新を毎年実施していく。
124	津少鑑	H30.3.27	運動場の土が、湿り気を帯びやすく乾きにくいように見受けられる。快適に運動する環境を整備されたい。	土壌の改良や、新規設備の導入については、予算的な事情もあり、上級官庁との検討を要する事項である。
125	津少鑑	H30.3.27	必要な事柄や、一般社会と異なる振る舞いが求められる事柄については、在所者に対する説明をされたい。	入所した在所者には、当日、職員がオリエンテーションを実施し、「生活のしおり」などを用いて日常生活の細やかな要領を説明してきた。平成29年度は、オリエンテーション用DVDを作成したので、これを用いて、より分かりやすく説明をしたい。また、生活場において、なじみのないことは、事前に絵や写真を使うなどしてより丁寧な説明を心掛けたい。
126	津少鑑	H30.3.27	日本語を話せない在所者とのコミュニケーション不足を解消する手立てを設けられたい。	日本語を理解できない在所者には、当所から依頼した通訳人に、鑑別のための面接のほか看護教官の面接にも立ち合ってもらい、生活上の不安や要望等を聞き、コミュニケーションの充実に向けて取り組んでいる最中である。
127	津少鑑	H30.3.27	入浴の回数を増やされたい。	入浴回数については、在所者の収容動向と予算、職員配置を検討し、平成29年4月初旬に週2回から週3回に増やし、現在も継続している。また、夏季期間は入浴のない日には、運動後のシャワーを実施している。
128	津少鑑	H30.3.27	疾患を持った在所者について、症状の判別や症状の危険性についてのポイントを医師に確認した上で、在所者を観察する態勢を作られたい。	これまでも心身の疾患を抱えて入所した在所者に対しては、入所直後に保護者、主治医と連携を図っており、その上で看護処遇上必要な事項については、職員に周知を図っている。今後もこの態勢を継続していく。
129	津少鑑	H30.3.27	提案箱への投かんを増やす工夫をされたい。	入所時のオリエンテーションにおいて適宜説明をしているほか、提案箱前面に提案を呼び掛けるポップを施す工夫をしている。
130	大津少鑑	H30.3.30	就寝時間の照明が明るくて眠りにくいようであり、目を布団や腕で覆うことも許可されていないことから、目の付近だけ光が当たらないようにすることや間接照明などの何らかの措置がとれないか検討されたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。また、照明設備の仕様も定まっている。目の付近だけ光が当たらないようにすることや間接照明とすることは施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁へ伝達する。
131	大津少鑑	H30.3.30	洗髪用にリンスインシャンプーを支給していることについて、在所者の求めからシャンプーとリンスを個々に備えるよう対応されたい。	自弁品として、従来のリンスインシャンプーのほか、シャンプー及びリンスを個々に購入できるようにした。官給品についても、シャンプー及びリンスを個々に備えることとする。
132	大津少鑑	H30.3.30	給与品のリンスインシャンプーの使用量について、1回の入浴につき、ワンプッシュまでとの指導がなされているようであるが、毛髪の長さや個別の状況に応じて、合理的な範囲でシャンプーの使用量を増やすことを認めるよう求める。	リンスインシャンプーの使用量について、ワンプッシュまでという指導を取り止め、無駄遣いせず、必要な量だけ使うよう指導することに改めた。
133	大津少鑑	H30.3.30	夏季の火曜・木曜に実施されるシャワー浴について、シャワーを浴びることができるのは、頭から下の範囲でのみ認められているようであるが、シャワー浴の際にもシャンプーを使用した洗髪を認めるよう改善されたい。	夏季の運動後のシャワー浴において、頭から浴びて洗髪してよいものとする。
134	大津少鑑	H30.3.30	在所者に給与する食事の熱量等は、食料給与規程等に規定されているが、身体への悪影響のおそれがない範囲で、1回だけの「おかわり」や1杯だけ大盛りを認めるなど、主食の増量について対応されたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令に定められており、一律に増量することはできないが、著しく体が大きな者については、適達に基づき給与熱量を増やす配慮を行うことも可能である。要望については上級官庁へ伝達する。
135	大津少鑑	H30.3.30	入所する少年への個別的な対応や地域援助業務の深化・増加に対応するため、職員の負担軽減、ひいては貴所内外の少年の更生、健全育成に寄与することから、貴所のみでは対応できないと思うが、職員の増員を求める。	職員の増員については、施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁へ伝達する。
136	京都少鑑	H30.3.22	施設の老朽化が著しく、耐震上、保安上の課題に加えて、在所者に対する適切な処遇を困難にしているのではないかと危惧される。施設の新築を早急に行われたい。	当所の実情について上級官庁に説明し、理解を得られるよう努め、引き続き施設整備の充実化について要求していきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
137	京都少鑑	H30.3.22	地域援助業務の遂行に当たり、実施件数が大幅に増加していることから、これに対応する職員の人員増及び組織整備を早急に行われたい。	平成30年度、上級官庁から新たに心理技官1名の増員が認められた。今後は観護教官も地域援助業務に関与する体制を整えていきたい。
138	京都少鑑	H30.3.22	在所者が抱えている問題は複雑多様化しており、量的な面のみにとらわれず、質の面の困難化も考慮に入れた人員の配置を考慮されたい。	業務の標準化を図るため、職員の業務分担の見直しを適宜行うとともに、業務の合理化・効率化に努めているところである。
139	京都少鑑	H30.3.22	在所者からは夏季及び秋季における入浴回数を増やしてもほしい旨の要望が多く、実現するため努力されたい。	入浴回数を増やすとすると、限られた予算をやりくりするとともに、職員の業務負担にならないよう業務の見直しを行う必要があるため、検討したい。
140	京都少鑑	H30.3.22	入浴の際における決まりがあれば、明確にした上であらかじめ在所者に教示されたい。	入浴時の決まりについては、内規で定めており、在所者に対しては居室に備え付けている「生活のしおり」に明記するとともに、入浴指導に当たる職員がその都度指導している。
141	大阪少鑑	H30.3.16	30分の面会時間が確保されていることは、おおむね好評であるため、引き続き時間確保に努められたい。	引き続き面会時間を30分確保するよう努めたい。
142	大阪少鑑	H30.3.16	土日祝日の面会については、前年度、実施困難との回答が出ているが、家裁・付添人から、事前に保護者が閉庁日・執務時間外でなければ面会に来られないことについての事情説明があった。在所者が少年鑑別所入所後に面会ができていないなど、特段の事情がある場合については、閉庁日・執務時間外の面会実施について配慮されたい。	保安上及び職員配置上、面会日及び面会実施時間は、平日の午前9時から午後零時及び午後1時から午後5時までと定めて運用している状況である。常態的な閉庁日・執務時間外の面会実施は困難であるところ、例外として、特段の事情がある場合の配慮をどの程度行うかについては、今後個別のケースを精査して検討したい。
143	大阪少鑑	H30.3.16	一般の家庭で浴室・シャワーが完備され、入所者も毎日の入浴・シャワーを通常の生活習慣としている。少年鑑別所が、一般社会の生活習慣から乖離することは望ましくないため、入浴回数について、夏季に限らず、入浴の回数を増やされたい。	毎日の入浴は予算上及び職員配置上困難であるものの、平成29年度からは、週3回の入浴（うち1回は温水シャワー浴）の実施を6月から10月までの期間実施するとともに、7月から9月までの期間は、毎日拭身（タオルを水で濡らして体を拭くもの）を実施している。また、平成30年度からは、6月から9月までの期間の入浴のない日においては、室外運動後に冷水シャワーを実施することとしている。
144	大阪少鑑	H30.3.16	一般家庭の生活習慣から見ても、特に少なくとも夏場に週1回の衣類の交換が必要と思われる。現状のほぼ2週間に1回の交換は、衛生上の支障がないとしても、衣類に過敏な在所者もあり、衣類に関し、夏場に週1回の貸与衣類の交換・洗濯をされたい。	御意見のとおり、夏場については、週1回、貸与衣類を交換・洗濯することとした。
145	大阪少鑑	H30.3.16	在所者のアンケート上は、特に冬季に寒いという意見が出ている。また、居室内の膝掛けが使用できることを知らなかった在所者もいた。冬季の霜焼け予防・寒気対策のため、衣類及び膝掛けが使用できることの周知されたい。	入所時オリエンテーションの際の衣類、膝掛けの使用に係る説明を更に丁寧に実施していきたい。また、生活のしおりを補充するための手引書の作成を計画しており、その中に衣類や膝掛けの使用に関する説明を加えることも検討したい。
146	大阪少鑑	H30.3.16	御飯の量が少ないという在所者がいる。業者に委託している現状でも、規則上身長180cm以上の在所者については増量する措置が採られているが、成長途上の少年は摂取量が個人差があるため、身長180cm以下の在所者に対しても、在所者の希望により、ご飯の量を増量することを認められたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令・通達において定められているため、在所者の希望による主食の増量については対応しかねることを理解願いたい。
147	大阪少鑑	H30.3.16	多くの番組は午後9時までの時間枠で編成されており、午後8時45分に視聴終了時間とすると、ストーリー・音楽の途中で中断することとなる。在所者の中には、結果結論を知らなければ不安となる特性を持つ者もいるので、テレビ視聴時間について、現状の午後8時45分までではなく、番組終了まで視聴できるように取り計らわれたい。	今後、就寝時刻までにテレビ番組を終了まで視聴でき、かつ、就寝の準備を整えられる日課編成の在り方について、検討したい。
148	大阪少鑑	H30.3.16	平成29年度視察委員会開催回数は、5回であったが、意見提案投かんが増加、面接希望者への面接実施、意見書の検討などにより6回の開催は必要と考えられるため、委員会開催回数を6回とされたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、要望については上級官庁に伝達する。
149	大阪少鑑	H30.3.16	平成30年度委員会についても、各開催日に際し、施設の現況・発生した職員・処遇関係の現況・月間行事予定などの資料提供と説明をされたい。	次年度においても、引き続き視察委員会の開催の都度、職員関係、処遇関係を始めた施設の概況、行事予定等について積極的な情報提供に努めたい。
150	神戸少鑑	H30.3.31	新営の保護室及び静穏室の完成に伴い、運動場の面積が減少したことから、計画的にその改善策の検討をされたい。	狭くなった運動場でも実施可能な運動種目に係る再検討を平成29年度中に行い、従来実施していたサッカーをフットサルに、野球をソフトボールに、バレーボールをソフトバレーボールにそれぞれ変え、また、新たに縄跳びを取り入れた。いずれの種目も運動量は豊富ながら、安全に実施できるものである。今後も引き続き、現在の運動場で実施可能な運動種目を拡充するなど、運動内容の創意工夫や必要な運動用具の整備等を順次行い、在所者の健全な成長を図るための適切な運動を実施していく。
151	奈良少鑑	H30.3.20	夕食の開始時間を遅らせるべきである。	夕食時間については、業者の夕食の搬入時間及び食中毒防止の観点から設定されているところ、最大限許容できる時間として、現行の午後4時30分からの夕食時間を15分遅らせ、午後4時45分からとする。
152	奈良少鑑	H30.3.20	提供された食事の中に、在所者が食物アレルギーを有するため食べることができない食物が含まれる場合、代替食を支給する等の対策を講じるべきである。	入所時に食物アレルギーの聞き取りを行い、食物アレルギーの申告があれば、速やかに医師に連絡の上、医師の指示のもと、代替食の給与を行っている。
153	奈良少鑑	H30.3.20	居室において、ちり紙に代えてティッシュを支給されたい。	ティッシュペーパーについては、保安上必要な検査が困難な形状から支給できない。なお、現在支給しているちり紙より質の良い物を支給できるよう今後検討を重ねる。
154	奈良少鑑	H30.3.20	雑巾及び布巾を定期的に取り替えられたい。	雑巾及び布巾については、在所者の入所時に新品を交付することとし、交付後も定期的に戻収して消毒及び洗浄することとする。
155	和歌山少鑑	H30.2.23	より分厚い防寒具の給与を可能とすること。	手袋20双（収容定員分）を購入し、官給の手袋として冬季に使用させることとした。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
156	和歌山少鑑	H30. 2. 23	全居室への空調設備の設置及び稼働を希望する。	空調設備の増設については、今後も、上級官庁に対し、予算要望を行う。
157	和歌山少鑑	H30. 2. 23	年間 6 回の委員会開催回数を可能とすることを希望する。	視察委員会の開催に伴う必要な予算の増額については、施設限りでは対応できないので、上級官庁に伝達する。
158	鳥取少鑑	H29. 6. 12	提案箱を在所者が積極的に活用できるよう、分かりやすい説明文を表示されたい。	視察委員会から提示された表現で、提案箱に周知文書を表示することとした。 視察委員会からの通知文書を「生活のしおり」の本文に入れることとした。
159	鳥取少鑑	H29. 6. 12	休日日課に室外へ出られないか検討願いたい。	休日は最低限の職員で勤務しており、室外に出すには別の職員に出勤を命じなければならず、配置上・予算上難しい。
160	鳥取少鑑	H29. 6. 12	全巻そろえていない漫画本をそろえられないか検討願いたい。	当該書籍は一話で内容が完結する構成となっており、全巻を整備しなくても、内容を理解することに支障はない。全巻を整備するには多額の予算と、相当の収納スペースを要し、活字の本など他の書籍の購入に充てる方が、より当所の書籍のバリエーションが充実すると思料するため、当該書籍を全巻整備する予定はない。
161	鳥取少鑑	H29. 7. 24	運動時間が短いので長くできるよう検討願いたい。	運動時間は法令に基づきおおむね 1 時間以上確保しており、職員配置や日課進行の都合上、これ以上長くすることは難しい。
162	鳥取少鑑	H29. 7. 24	休日は入浴やシャワー浴ができないので、せめて日曜日にはシャワーを浴びられないか検討願いたい。	休日は最低限の職員で勤務しており、室外に出すには別の職員に出勤を命じなければならず、配置上・予算上難しい。
163	鳥取少鑑	H29. 7. 24	ヘルニアの持病がある在所者には、いつでも横がして良いよう配慮願いたい。	当所の嘱託医の指示に基づいて対応している。
164	鳥取少鑑	H29. 10. 30	在所者の差入本を乱雑に扱わないよう配慮願う。	朝礼時全職員に伝達し、在所者の物品に対する取扱いを丁寧にすることへの注意喚起を行った。
165	鳥取少鑑	H29. 11. 17	担任の制度について、在所者に入所後の早い段階で教えるよう留意されたい。	担任制の説明について、入所後早い段階で理解させるように努める。
166	鳥取少鑑	H29. 11. 17	自弁品目に菓子パンを入れるよう検討願いたい。	現在の契約業者は在庫対応ができないことで難色を示しており、次年度の契約で対応可能な業者を探すことにする。
167	鳥取少鑑	H30. 3. 26	運営全体について確認、分析の機会を持ち、現状の維持、発展に努められたい。	今後も従前のおおむね、現状に甘んじることなく、施設運営全体について、確認、分析を行い、必要な改善方法を模索していくこととした。
168	鳥取少鑑	H30. 3. 26	視察委員が在所者との面接で、少年鑑別所の運営上の問題の聴取のみならず、中立の立場を保ちながらも在所者の立場に一步寄り添って、一定の助言をすることがあっても良いと考え、そのために在所者から話を聞き出す技術や、健全育成についての知識を身に付ける必要があり、そのような研修等を受ける機会を設けられたい。	少年鑑別所における視察委員会の設置目的は、少年鑑別所の運営に関して意見を述べるものであり、個々の在所者の健全育成に資するための働き掛けまでは想定しておらず、そのための研修等を受ける必要性についても、少年鑑別所法に定められた設置目的と異なるため、当所として対処は難しいが、そのような要望があった点については上級官庁に伝達することとした。
169	松江少鑑	H30. 3. 28	土日についても、在所者が室外やレクリエーション室での運動が可能となるよう、運用改善、職員配置及び予算上の措置を要望する。	休日については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営していることから、居室外での運動の実施は困難であるが、御意見については、上級官庁に伝達する。
170	松江少鑑	H30. 3. 28	入浴回数を更に増やすこと及び土日についても入浴を可能とする運用改善、職員配置及び予算上の措置を要望する。	気候等により、開庁日についてはシャワー浴を実施している。休日については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営していることから、実施は困難な状況である。御意見については、上級官庁に伝達する。
171	松江少鑑	H30. 3. 28	食育の観点から、学校教育現場での食育の考え方を知らするための職員研修の実施について協力を求める。	研修の実施については、在所者の健全育成のための支援の充実につながることから、積極的に協力したい。
172	松江少鑑	H30. 3. 28	弁当給食から、以前の松江刑務所との共同炊さんに戻すことを可能とする予算上の措置を要望する。	予算や人員配置等の問題があり、共同炊さんに戻すことは困難な実情である。なお、御意見については、上級官庁に伝達する。
173	松江少鑑	H30. 3. 28	野菜不足の改善及び朝食・夕食時の温かい汁物の給与体制を整えることを要望する。	食事の内容の改善及び温食給与の実施については、予算面等の課題はあるが、可能な限り検討する。
174	松江少鑑	H30. 3. 28	宿直がせめて 6 日に 1 回の頻度になるよう、職員配置及び予算上の措置を要望する。	施設としては、職員の勤務状況の改善や健康管理のために、業務の一層の合理化や協体制の構築に努めてまいりたい。なお、御意見については、上級官庁に伝達する。
175	岡山少鑑	H30. 2. 26	耐震性診断の診断結果に基づき、適時適切な対応がなされるべきである。	耐震対策については、法務本省より適時適切な措置が行われている。
176	岡山少鑑	H30. 2. 26	食事について、健全な成長を阻害しない範囲内で「おかわり」を認めるべきである。	法務大臣訓令により定められた必要熱量を給与している。要望は上級官庁に報告する。
177	岡山少鑑	H30. 2. 26	夕食の時間を社会一般の夕食時間に近づけるべきである。	共同炊さんの都合上、運搬された食事を準備でき次第給与している。食品衛生上の観点から、配食・調理後は直ちに給与することが適当と考えており、食事時間を現行より遅くすることは難しい。
178	岡山少鑑	H30. 2. 26	入浴回数の増加を検討されたい。	保健衛生上の必要性を検討したところ、現行の入浴回数が妥当と考えている。
179	岡山少鑑	H30. 2. 26	冬場の入浴時間を長くすることを検討されたい。	光熱水料、職員配置等の事情を踏まえ、気温の変化等も勘案しながら、適正かつ柔軟に対応に努めたい。
180	岡山少鑑	H30. 2. 26	暑さ寒さ対策として、エアコンの増設を検討されたい。	平成 29 年度に増設し、次年度以降も増設を予定している。
181	岡山少鑑	H30. 2. 26	就寝時の明るさを暗くすることができないのであれば、アイマスクの使用を検討されたい。	自弁品、給食用品の品目については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
182	岡山少鑑	H30.2.26	在所者に対し、提案箱、意見・提案書についての案内と説明を徹底されたい。	生活のしおりに記載されており、入所時オリエンテーションの際に一通り説明しているところであるが、在所者が理解しやすい一層丁寧な説明を行うこととする。
183	岡山少鑑	H30.2.26	高等学校の学習等が指導可能となる体制を整備されたい。	教材の整備を進めるほか、職員による指導に加え、外部講師等の指導者確保について検討する。
184	広島少鑑	H30.3.12	提案箱の存在を知っている在所者が増えたが、いまだに十分に認識されていないと思われるため、「何でもいいです。要望・意見を出してください」等分かりやすい表現を用いて投かんを促すとともに設置場所が分かるよう案内してもらいたい。	提案箱の設置等の趣旨を踏まえ、投かんを促すことはできないものの、視察委員会の趣旨及び提案箱の設置場所等について、入所時オリエンテーションに加え、「生活のしおり」に詳細内容を追加し、周知を図っている。
185	広島少鑑	H30.3.12	職員が在所者への接し方等に問題を感じた場合や職員間でのトラブル（パワハラやセクハラを含む。）がある場合、外部に安心して通報・相談できるシステムがあるか疑問であり、安心できるシステムや上級機関への相談窓口等の周知が必要である。	当所、上級官庁等にそれぞれ相談助言体制が整えられており、職員には同体制を周知している。 また、在所者との関連においては、接し方や指導方法等を含め職員に対する不祥事防止研修の実施や失敗発生時の対応を周知する等の体制を整えている。
186	広島少鑑	H30.3.12	冬場、重ね着は認められているようであるが、ヒアリングした在所者のほとんどが寒さの厳しさを述べており、足が痛くなるなど述べる者もいるなど、毛布を増量する等の対応を検討されたい。また、毛布を増量した場合には、朝の片付けの時間を10分から15分間に延ばすよう検討願いたい。	冬季は、起床から就寝までの時間帯にエアコンを使用し、適切な温度管理に努めている。また、毛布の追加貸与、手袋や厚手の靴下の貸与しているほか、温かいお茶を適宜給与し、防寒対策を強化しているところである。 なお、身辺整理の時間は、十分確保しているため、現状のまま様子を見ることとしたい。
187	広島少鑑	H30.3.12	夏場、居室内に空調がないため、扇風機停止後が非常に暑く、健康面への悪影響が出ないよう工夫願いたい。	盛夏は、扇風機の使用時間を延長する対応を執っているほか、スポーツドリンクの給与、アイスノンを就寝時に貸与するなどして、熱中症の予防に努めている。
188	広島少鑑	H30.3.12	育ち盛りの少年にとって、食事が少なく、かつ午後4時30分からの食事では空腹感を感じており、朝食の量が少なく、間食の量を増やせるよう、メニューも幅広い種類のものを注文できるよう改善されたい。また、おかずが冷たいと述べる者が複数あった。	食事量については、関係訓令等（「矯正施設被收容者食料給与規程」等）に基づき、定められたカロリーの食事を提供しており、かつ自弁のし好品については、午後7時から就寝までの間の摂取を認めている。これらの種類については、検討したい。
189	広島少鑑	H30.3.12	入浴に関して、原則2回から3回に増やし、また入浴1回当たりの時間も15分から5分程度延ばすなど、鑑別所入所前には毎日入浴している在所者が多く、できる限り同様の環境に近づけるよう要望したい。	入浴回数については、関係法令（「少年鑑別所法施行規則」等）に基づき、適正に実施しているところであるが、最近の収容状況等に鑑み、特に夏季の入浴回数については、検討したい。
190	広島少鑑	H30.3.12	入浴時は、身体に傷があるのを見られるため単独での実施を求める意見や職員にずっと見られるのが恥ずかしいという意見があるため検討願いたい。	特別な事情で単独で入浴させることが相当と判断された場合は単独で実施している。また、入浴に際しては、保安事故が懸念されるため、職員による立会が不可欠であるところ、可能な範囲で、プライバシーの確保や在所者の羞恥心に配慮した処遇に取り組んでいきたい。
191	広島少鑑	H30.3.12	在所者に対する態度が、上から目線であったり、聞かれたことに対して真剣に考えて応えているのにそっけなかったりする等、鑑別所は制裁を加える場所ではなく、鑑別する場であるから、在所者に対する態度は親切なものであってもらいたい。	不祥事防止及び人権研修等を通じて、引き続き職員に対して、少年鑑別所の役割や目的を理解させるとともに、在所者の不安感を癒し、安心して生活できる処遇環境の構築に努めていきたい。
192	広島少鑑	H30.3.12	就寝時の照明が明る過ぎて、睡眠に影響があるとの意見が複数あるため、若干照度を落とす等の工夫を検討願いたい。	居室内の照度を落とすことは保安上困難であるが、就寝時間は可能な範囲で居室外の照明を消灯するなどして、生活しやすい環境作りに配慮したい。
193	山口少鑑	H30.3.30	食事の量が足りないという訴えがあった場合には食事の量の調整が可能となるような体制を検討願いたい。	食事の給与については矯正施設被收容者食料給与規程等の法令に基づいて実施しており、個々の在所者の空腹の訴えに対応することは困難である。なお、著しく体が大きな者（男子180cm以上、女子175cm以上）については、医師に事前に意見を聴取した上で、給与熱量を増やす配慮を行っている。
194	山口少鑑	H30.3.30	弁当給食だけでなく、以前実施していたような刑事施設で作られた食事を提供できるような運用を検討願いたい。	共同炊飯の再開は困難であるため、給食の業者と今後とも調整を続け、必要な熱量を確保しつつ予算の範囲内でできる限り多様なメニューが提供できるようにしていきたい。
195	山口少鑑	H30.3.30	現状の夕食時間を見直し、午後6時頃に提供していただきたい。	夕食時間の変更が実施可能かどうか検討したい。
196	山口少鑑	H30.3.30	居室内に冷暖房設備を導入していただきたい。	冷暖房設備の設置については予算等との兼ね合いもあり、直ちに実施することが困難であるが、意見については上級官庁に報告する。 なお、冷房については、寮教官室内等に設置されている冷房設備からの送風によって、寮の気温を下げる効果が得られるか試行したい。 また、暖房については、予算の許す範囲内でホットカーベットの導入や保温効果の高い衣類の貸与を検討したい。
197	山口少鑑	H30.3.30	居室に温度計を設置し、より適切な防寒対策ができるようにしていただきたい。	冬季等には職員が定時に、空室となっている複数の居室内の温度を調べ、適切な防寒対策を執るようにしたい。
198	山口少鑑	H30.3.30	居室内の夜間照明について、在所者の睡眠の妨げにならない程度に照度を下げていただきたい。	保安上、在所者の健康状態を把握する必要上、居室の照明は一定の明るさを確保する必要があるため、現状維持としたい。
199	山口少鑑	H30.3.30	居室の網戸の網目を細かいものに交換し、虫が入らないようにしてほしい。居室内に虫がいる場合には、適宜除去して室内の衛生を保持してほしい。	予算に応じてより細かい網目の網戸を整備することを検討したい。また、害虫駆除は速やかに実施し、居室の衛生管理を徹底したい。
200	山口少鑑	H30.3.30	逃走事案が生じた場合の地域への連絡方法について具体的な協議をしてほしい。	町内会への具体的な連絡方法について速やかに協議を開始したい。
201	山口少鑑	H30.3.30	夏季における運動後の冷水シャワーについて、在所者の希望があれば温水シャワーに変更することを検討してほしい。	当日の気温等を勘案し、温水シャワーを柔軟に実施したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
202	山口少鑑	H30.3.30	通年で運動後はその都度入浴を実施して欲しい。それが困難であれば、シャワー、洗顔、身体をタオルで拭く等の代替手段を講じてほしい。	予算及び職員配置上、運動の都度、入浴を実施することは困難である。ただし、必要に応じて、シャワー、洗顔、身体をタオルで拭く等の代替手段を講じることとしたい。
203	山口少鑑	H30.3.30	勤務環境が厳しいため、職員に過剰な負担がかかり、人間関係のトラブルが生じたり担当業務の適性に無理が生じたりしていないか確認してほしい。	幹部職員が定期的に職員面接を実施するなどして、適切に確認することとしたい。
204	山口少鑑	H30.3.30	在所者が所内生活により円滑になじめるように、「生活のしおり」についての疑問点を確認し、その理解を促すような働きかけを行ってほしい。	入所時オリエンテーションを実施した翌日にも、再度、在所者に疑問点等がないかどうかを確認することに加え、収容期間を通じて在所者が抱く疑問点等には、これまでにも増して、機会あるごとに懇切・丁寧に説明するよう努めたい。
205	山口少鑑	H30.3.30	「生活のしおり」の中に、少年鑑別所視察委員による面接等を希望しても、不利益な扱いを受けないことを明記してほしい。	「生活のしおり」を一部改正し、既に明記した。
206	山口少鑑	H30.3.30	年末年始等の長期の連休期間においては、可能な限り日課を工夫するなどして、在所者の生活時間を有効活用してほしい。	在所者の生活時間を有効活用するため、健全育成等に資する日課や処遇内容の充実化に取り組みたい。
207	徳島少鑑	H30.3.7	食事の栄養管理、衛生管理について、引き続き適切に行われた。ただし、夏季の食事については、衛生管理上、主食副食共に冷蔵庫に保管することであるが、夏季であっても、本来温かい食べ物を温かいまま提供されることが望ましい。この点において、食事の提供時間に合わせてできたての弁当を搬入してくれる弁当業者を利用するなど、何らかの工夫をされたい。	在所者への食事の栄養・衛生管理については、引き続き適切に行っていく。 なお、温食給与のための配慮として、平成29年10月から主食を保温庫に保存後、給与するよう工夫しているところであるが、これを夏期・冬期を問わず通年行うことを業者と今後調整する。平成30年度については、弁当業者は、一般競争入札により既に決定したことから、当該契約の範囲内で、より一層、温食給与や栄養・衛生管理が充実するよう、業者と協議していきたい。
208	徳島少鑑	H30.3.7	入所少年のアレルギーの有無程度についての把握をより適切にされるよう努力されたい。特に、食事箋が発行される医師の健康診断までの間について、見逃しがちなような方策を検討されたい。	全ての在所者に対し、入所直後の人定質問時に既往歴及びアレルギーの有無について職員が聴取し、引き続き行う入所時オリエンテーションの際にも別の職員から同様に個別にアレルギーについて聴取しており、その後に在所者が自記式で行う健康状態に関するアンケートにもアレルギーの有無に関する項目を設けて、その記載内容を確認し見逃しがちなよう配慮している。 なお、当所嘱託医には、電話による医療相談が随時できる体制を取っている。
209	徳島少鑑	H30.3.7	平成29年度の委員会においては、少年が在所していない等の理由のため、在所者との面会の回数が限られていた。また、提案箱に提案をした在所者に詳しく話を聞こうとしても、既にその少年が在所していないということもあった。そのため、少年が入所する際、提案制度の存在を教示するだけでなく、委員との面会が可能である旨在所者に教示していただき、その後在所者から面会の希望があれば、その都度委員に連絡をするなど、時期を逸することなく在所者との面会が可能となるような対応をしていただきたい。	全ての在所者に対し、入所直後の人定質問時及び入所後のオリエンテーション時において、「視察委員会」があり、在所者は委員会に対し、意見・提案書の提出及び委員会当日の面接の申出という形で意見を述べるができること、委員の方から在所者の面接を希望する場合があること等の委員会の主旨の説明に努めてきた。今後は、委員会開催予定日の2週間前から、在所者に同様のことを再度告知することとして周知を図りたい。また、在所者が、貴委員との面接を申し出た場合には、当所の施設事情等に鑑み、可能な範囲で対応していきたい。
210	高松少鑑	H30.3.20	面会時間について、在所者が希望した場合には、面会時間の延長等について、臨機応変に対応いただきたい。	少年鑑別所法施行規則第49条に定められた30分を下回らない面会を実施しており、面会時間の延長は、日課の運営上、鑑別の実施上及び職員配置上、困難である。
211	高松少鑑	H30.3.20	少年鑑別所法第81条第1項ただし書に無立会面会の規定があることに鑑み、無立会面会の実施について臨機応変に対応いただきたい。	面会の立会い等については、今後とも、少年鑑別所法第81条の規定に基づいた運用を行いたいと考えている。
212	高松少鑑	H30.3.20	入浴回数について、社会一般の保健衛生水準に照らし、入浴回数又はシャワー使用回数の増加をいただきたい（特に冬場の入浴回数の増加を求める。）。	少年鑑別所法施行規則第18条第1項に定められた1週間に2回以上の入浴を既に実施しているところ、これ以上の実施は、予算上も職員配置上も困難である。
213	高松少鑑	H30.3.20	運動時間や方法について、できる限り在所者の要望がかなえられるよう御配慮願いたい。	引き続き、1日おおよそ1時間以上の運動時間を確保していきたい。また、運動メニューも工夫していきたい。
214	高松少鑑	H30.3.20	洗濯回数について、特に下着等について、洗濯回数を増やす等の対応を願いたい。	下着については、平成29年度から運動で汗をかいた場合などその都度洗濯できるようにしており、引き続き実施していきたい。
215	高松少鑑	H30.3.20	本の貸出冊数について、在所者が、学習、娯楽等の目的で自主的に書籍等を閲覧する機会を十分に与えるため、現状3冊から、増加いただきたい。	現在の平日毎日3冊、週末9冊のほか学習用図書や就労支援関係図書は、制限なく貸し出ししており、不足はないものと考えている。
216	高松少鑑	H30.3.20	備付図書について、学習、職業、教養及び適当な娯楽に関する書籍が含まれるよう配慮いただきたい。	平成29年度も娯楽本や図鑑、小説等新しい本を購入しており、平成30年度も書籍の充実にも努めたい。
217	高松少鑑	H30.3.20	平成30年度から民間業者からの給食に変更となることから、変更によって量や質が落ちることがないよう、業者やメニューの選定は、しっかり検討願いたい。	必要に応じて、業者とは、メニューの充実等に係る検討を実施していきたい。
218	高松少鑑	H30.3.20	夏季の暑さ、冬季の寒さに対して、社会一般との不利益及び不公平とならないよう、対応願いたい。	平成29年度、居室1室にエアコンを設置し、健康上配慮を要する在所者用のエアコン設置済みの居室は3室となった。さらに、平成30年度は、自庁予算により、男子寮ホールへのエアコンの設置を行う予定である。
219	高松少鑑	H30.3.20	在所者が暴れるなどした場合に、けがを防ぎ、心身への影響を与えないようにするために、保護室の設置を要望する。	引き続き、保護室の設置を上級官庁に要望したい。
220	高松少鑑	H30.3.20	地域援助の発展のため、地域援助専門職員の増員又は非正規の専門職員の配置を要望する。	職員の増員や非常勤職員の任用は施設限りでは対応できないため、委員会からの要望を上級官庁に伝達する。
221	高松少鑑	H30.3.20	地域援助の発展のため、中学校及び高校に積極的に働き掛けることを要望する（特に薬物教育）。	これまで学校に対して積極的に広報を行った結果、平成29年度は、中学校に対する薬物講話を実施しており、今後とも積極的に実施していきたい。
222	高松少鑑	H30.3.20	地域援助の発展のため、要請を待つだけでなく、積極的に関係各所に働き掛けていただきたい。	現在もチラシを配布するなどして関係機関等に積極的に働き掛け、一定の成果を上げているところであるが、今後も、当所の地域援助を積極的に広報していきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
223	松山少鑑	H29.6.1	居室内に蚊が入り困っている在所者が複数いたので、対策を急がれたい。	網戸の点検を実施し、全室の隙間をなくし、防火貯水槽の水抜き清掃及び同貯水槽への網の設置により蚊の発生防止対策を講じた。加えて、夏季処遇期間中は、電子式蚊取りマットを設置した。
224	松山少鑑	H29.6.1	男子浴室シャワーの水圧が低いので改善願いたい。	水流の強いシャワーヘッドに交換した。
225	松山少鑑	H29.6.1	座机が低いと、食事や書き物をする際に不便を感じるといふ意見が寄せられたので、改善策を講じられたい。	高身長用の在所用に高さ調整可能な座机を3脚(特注品)購入することとした。
226	松山少鑑	H29.6.1	屋内運動(卓球)を実施する場合、室内運動と併せて運動時間を1時間確保していることを在所者に周知されたい。	居室備付けの「生活のしおり」には左記に係る記載があるほか、入所時オリエンテーションの際の周知を徹底するとともに、運動前にも運動時間の目安を示すこととした。
227	松山少鑑	H29.6.1	美術の時間に描く絵の見本となるようなイラスト集を備付書籍として整備されたい。	イラスト集を3冊購入することとした。また、年間計画に基づく図書購入においても、イラストの多い図書の購入を考慮することとした。
228	松山少鑑	H29.9.28	在所者が共犯者との分離処遇を希望した場合、当該希望どおりに運動、入浴、図書交換時に分離させるよう対応されたい。	処遇上、必要と判断した場合に分離をしている。
229	松山少鑑	H29.9.28	在所者が蚊の対策方法(スプレー貸出し)を周知していなかったため、周知させる対策を講じられたい。	殺虫スプレー(部屋に噴霧する24時間有効タイプを含めた2種類)の貸与は、蚊の発生する時期には、夕食後と就寝前に放送で告知することで、周知を図ることとした。
230	松山少鑑	H30.3.30	防蚊対策及び夜間の常夜灯の明るさについては、平成28年度に引き続き、必要に応じて改善をしていただきたい。	防蚊対策については、防火貯水槽の清掃や殺虫スプレーの貸与に係る周知、常夜灯の明るさについては、法務省の基準どおりの蛍光灯を設置しているが、入所時オリエンテーションの際に説明するほか、在所者から個別に質問等があった際も丁寧に説明したい。
231	松山少鑑	H30.3.30	在所者とやり取りをする際は、在所者の尊厳を十分に尊重するとともに、当該在所者の特性を考慮の上、具体的に、分かりやすく、前向きで、親切、丁寧な言動や態度を徹底されたい。	在所者の指導に当たっては、言語理解の程度や心情の安定度、性格や発達程度など、個々の特性を把握して行い、特に理解が困難な在所者には、具体例を上げて平易に指導し、誤解が生じないように今後も継続する。
232	松山少鑑	H30.3.30	社会生活への円満な適応を図るため、アンガーマネジメントやアサーショントレーニング等の対人スキルを身につけるためのワークブック等による情報提供や面接等による助言、援助にも力を入れていただきたい。	対人スキル習得に係る情報提供及び面接等による助言等の方法や内容については、観護処遇における健全育成のための支援としての実施を検討したい。
233	松山少鑑	H30.3.30	地域援助業務については、今後も充実した活動に取り組んでいただきたい。	関係機関との連携強化及び広報の拡充を図りながら、今後も地域援助業務に積極的に取り組んでいきたい。
234	高知少鑑	H30.3.26	視察委員会会議の開催回数を限定することは適当ではなく、また、活動予算の十分な確保を検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望を上級官庁に伝達する。
235	高知少鑑	H30.3.26	休日や夜間にも面会を実施するために要する職員を確保できるよう改善を求める。	夜間・休日の勤務は、平日に比べて少数の職員で実施しているところ、夜間に面会せざるを得ない特別な事情があるということであれば、個別に検討する。現下の職員事情において、面会に要する職員を新たに配置することは施設限りでは対応できないため、人員確保に係る要望は上級官庁に報告する。
236	高知少鑑	H30.3.26	時間外においても差入れを受け付けられるよう検討されたい。	常態的に時間外の差入れを窓口で受け付けることは困難であるが、時間外に差入れをせざるを得ない特別な事情があるということであれば、個別に検討する。 なお、差入物品が事業者により当所に届けられる場合には、閉庁日であっても受領し、閉庁日に事務処理を行うこととしている。
237	高知少鑑	H30.3.26	居室へのエアコンの設置及び稼働並びにそのための予算措置等、早急な対応を求める。	空調機器を設置できることは望ましいが、予算の問題に加えて、保安上の問題が生じないように室内機の設置位置、室外機の設置場所を検討する必要がある。居室への空調機器の設置は容易ではないと史料する。当所としては、これまで同様に夏季の暑さ対策、冬季の寒さ対策について工夫を重ねていく。 なお、予算等当所のみでは対応できないこともあり、生活環境改善に向けた空調機器の整備のための予算措置に係る意見があったことについて、上級官庁に報告する。
238	高知少鑑	H30.3.26	意見・提案書の提出について、より多くの意見が寄せられるよう、引き続き協力されたい。	意見・提案書や視察委員会の意義については、在所者に対して引き続き丁寧な説明をしていくとともに、情報収集等の依頼があれば、可能な範囲で協力する。
239	福岡少鑑	H30.3.15	視察委員会の制度が適正に機能するよう、小倉少年鑑別支所に独立した視察委員会を設けるべきである。それが困難である場合、視察委員の人数を2名程度増員するか、または、年8回程度、視察委員会を開催できるよう予算措置を講じるべきである。	視察委員会の増設、視察委員の増員ほか、視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望を上級官庁に伝達する。
240	福岡少鑑	H30.3.15	施設及び官舎の建替えに向けた真摯な努力を行うべきである。	法務省インフラ長寿命化計画に基づき必要な補修等を繰り返しつつ、引き続き施設及び職員宿舎の建替えに向けた必要な方策についての要望を検討していきたい。
241	福岡少鑑	H30.3.15	採血の目的を明確にした上で、在所者が理解できる方法でその目的を十分に説明し、健康診断を医師が行っていることを明確に伝える措置を採るべきである。 また、血液から得られる情報は極めてデリケートな個人情報であることから、少なくとも本人から希望がある場合、血液検査の結果を本人に知らせる措置が採られるべきである。	健康診断として実施する血液検査は、在所者全員に貸与している「生活のしおり」に、「血液検査では、肝機能や肝炎、梅毒などの感染症の有無について調べます。この検査結果は1週間ほど分かれます。異常があればすぐに知らせますが、特に話がなければ異常がないということですので、安心してください。それでも直接話を聞いて確かめたいときは、職員に申し出ましょう。」と掲載した上、健康診断の際、医師又は医療補助者から、検査の実施やその必要性等について、口頭により丁寧に説明することとした。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
242	福岡少鑑	H30.3.15	在所者の社会復帰と再非行回避のため、学習教材（「STEP」）や日記を持ち帰ることができるように措置を講じるべきである。それが難しければ、職員の「コメント集」や、困難に直面した際に支援を行い得る機関の連絡先を記したカードを退所時に配布するなど検討されるべきである。	日記は、在所者の心情把握や鑑別資料の収集を目的として記載されており、施設限りの判断で持ち帰らせる取扱いにはなっていない。矯正局が作成した学習教材（「STEP」）についても同様であり、御意見について上級機関に報告の上、健全な育成のための支援並びに非行及び犯罪の防止に関する援助の観点から可能な方策を検討していきたい。
243	佐賀少鑑	H30.3.28	夏場においては毎日湯船付きの入浴もしくはシャワーのいずれかができるようにされたい。	夏季において常態的に実施することは、管理運営上重大な支障があることから、土日・祝日については、必要に応じて清拭等の措置で対応したい。
244	佐賀少鑑	H30.3.28	各在所者の食事の分量に関する意見を丁寧に聞き取り、それを通じて決められるようにされたい。	食事の量については、残食は任意であるが、在所者の希望により多く給与することは、制度上できない。「足りないと感じる不満感」の解消を図るために、給食に係る更に詳細な食育の機会を設けることで、不満感の低減を図りたい。
245	佐賀少鑑	H30.3.28	当委員会の鑑別所に2か所設置している提案箱への提案・意見が0通であることが続いており、周知その他の方策を貴鑑別所と当委員会の協力の下実施できるようにされたい。	意見・提案の範囲や周知の手段・方法について貴委員会とも協議していきたい。
246	長崎少鑑	H29.5.24	在所者の希望に応じて、食事量の増量を検討されたい。	規程に基づき給与量は決まっているので、希望に応じた増量はできない。体格が著しく異なる在所者については医師の判断を経て増量することもある。
247	長崎少鑑	H29.5.24	入浴後に使用する固定式ヘアドライヤーの出力が弱いようなので、必要に応じて適切な機器を整備されたい。	機器の不調はなかったが、安価な機種を選定購入したため、出力が弱いことが認められた。希望者には別のドライヤーを貸し出すことができる運用とした。
248	長崎少鑑	H29.9.27	弁護士会から金銭負担なしで弁護人を付けることができる援助制度について、少年鑑別所において在所者に本制度の説明をする機会を設けることはできないか、検討されたい。	公的弁護制度等については、在所者から説明を求めてきた場合には、必要な範囲で説明をしている。
249	長崎少鑑	H29.9.27	夕食の給与時刻（現在はおおむね17時）を遅くできないか検討されたい。	弁当給食業者との契約上、職員の勤務配置上、給与時刻を遅らせる対応は難しい。
250	長崎少鑑	H29.9.27	自弁購入物品について、購入可能数量を拡大し、週6回喫食可能になるよう検討されたい。	在所者は週に2回、1回当たり4点（飲み物2点、食べ物2点）まで購入でき、食べる配分は本人の判断に任せており、現在の運用でも週6回の喫食は可能である。
251	長崎少鑑	H30.2.21	自弁購入可能な弁当について、現在の業者（1社）から拡大できるよう検討されたい。	弁当の自弁購入には協定書取り交わしという条件があり、近在の複数の業者と調整を図ったが、その条件に応じる業者はなく、今後応じる業者が現れる見込みも薄い。
252	長崎少鑑	H30.3.7	在所者に対して、提案箱の場所をより丁寧に説明してもらいたい。	従前のオリエンテーション及び生活指導の中で提案箱に係る趣旨や使用方法、提案箱の場所等については、複数回に渡って説明、指示しており、「生活のしおり」にも同様の記載があり、同しおりをよく読むように指導もなされている。
253	長崎少鑑	H30.3.7	在所者の提案箱の活用を活性化させるために、提案箱を居室内に備え付ける、巡回させるなどの方法を検討されたい。	提案箱を居室内に備え付けることは居室内の保安上難しい。また、巡回させた場合、他の在所者の提案書を棄損させるおそれもあり、不適當である。
254	熊本少鑑	H29.7.24	提案書について、在所者の申出に応じて職員が手交しているとのことであり、その方法では在所者が提案するに当たっての抑止効果が働くことが懸念されるため、改善方法を検討されたい。	意見・提案書及び作成時保管用封筒を入れた封筒を提案箱のそばに吊り下げて常備し、在所者が提案書を取り出しやすいようにした。
255	熊本少鑑	H30.3.26	居室にクモや蚊がいるので改善してほしいという希望が出されている。特に夏季の蚊については平成29年度も苦情が多かったため、改善策を取られたい。	在所者から虫等がいる旨の申出があれば、速やかに職員が適宜の方法で駆除しているとともに、今後も継続して庁舎周辺の除草作業等に努めるなどして、在所者の生活環境の維持管理に配慮していきたい。
256	熊本少鑑	H30.3.26	本の貸出冊数を多くしてほしいという要望があったので、検討されたい。	休日が連続して次の図書交換までの日数が2日以上ある場合には、次の図書交換までの日数が1日を超過した日数分について、漫画本も漫画本以外の教養・娯楽関連書籍も1日につき2冊まで増冊することとする内規の改正を既に行っている。 なお、学習用書籍、職業関連書籍その他情報誌等については、従前から貸出冊数制限を行っていない。
257	熊本少鑑	H30.3.26	熊本では夏の暑さが厳しいため、男子寮についてエアコンの設置を検討されたい。 冬季においては、暖房がなく居室が寒いという意見があったので、暖房器具の設置等について検討されたい。	男子寮の全居室にエアコンを設置することは予算上困難である。暖房器具の設置等については、処遇上及び予算上の観点並びに気候等の状況を勘案しながら適切に対応していきたい。
258	熊本少鑑	H30.3.26	集団室トイレについて、照明がないため暗いという意見があったので、設備について検討されたい。	就寝時間帯は常時、居室の常夜灯がついており、また、トイレにはその採光等のための窓もあり、夜間トイレを使用するための必要最低限の明るさは確保できているので、設備を改修する等は検討していない。
259	熊本少鑑	H30.3.26	入浴時のタオルについて枚数を増やしてほしいとの意見が複数あったので、検討されたい。	タオルについては2枚使用を認めている他、これとは別に自弁身に限りバスタオルの使用を認めている。タオルについては連結すれば相応の長さになり、保安上の支障が生じるおそれもあることから現在の枚数としている。
260	熊本少鑑	H30.3.26	入浴の際にボディソープがあるとよいという意見があるので、検討されたい。	今後、支給する石けんの在庫が終了した以降については、ボディソープ及びハンドソープ（いずれも液状）を支給する方向である。
261	熊本少鑑	H30.3.26	食事の量が少ないという意見があったので、検討されたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令に定められており、一律に増量することはできないが、著しく体が大きな者については、通達に基づき給与熱量を増やす配慮を行うことも可能である。要望については上級官庁へ伝達する。
262	熊本少鑑	H30.3.26	食事が冷たいときがあり、温かくしてほしいという意見があったので、検討されたい。	給与時刻に居室にいなかった在所者については、食事を温め直すことなどしている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
263	熊本少鑑	H30. 3. 26	食事の味付けが辛く肉が少ないという意見があったので、検討されたい。	食事の味付け等といった内容については、熊本刑務所において毎月1回開催される給食委員会において検討され、同委員会には当所担当者も出席しているが、在所者のし好の傾向や給食に対する反応等について、今後とも意見を述べていきたい。
264	熊本少鑑	H30. 3. 26	お菓子について甘いものを増やしてほしいという意見があったので、検討されたい。	自弁のし好品の菓子として購入できる5種類のうち3種類（チョコレート・ビスケット等）が甘いものであり、選択肢は必要十分に設定していると認識している。自弁のし好品の菓子の種類については、今後も、退所時アンケートにおけるし好調査を踏まえて配慮していきたい。
265	熊本少鑑	H30. 3. 26	運動の時間、回数を増やしてほしいという意見があったので、検討されたい。	法令に基づき必要とされる運動時間は確保しているほか、諸事情により日課に定める時間に参加できなかった在所者に対しては、別途個別に対応している。
266	熊本少鑑	H30. 3. 26	食事について、平成30年度から弁当による給与となることであるが、成長期の少年に3食弁当という措置は、栄養の面からも疑問である。予算上の問題があるとしても、再検討されたい。	収容人員が減少している中、これまでの給食体制を継続していけるかその意義及び予算面等を含めて総合的に勘案した結果、弁当給食による方法を採用した。仕入業者との契約書では、栄養面を満たす献立で納入するように盛り込んでおり、今後納入される弁当の内容を確認していき、栄養バランス等について配慮していきたい。
267	熊本少鑑	H30. 3. 26	少年鑑別所視察委員会についても、刑事施設視察委員会と同様、年6回程度開催されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、要望があったことを上級官庁に伝達していきたい。
268	大分少鑑	H30. 2. 5	在所者が視察委員会に対して提出する書面（法第9条4項）「意見・提案書」について、視察委員会で作成する意見・提案書の様式を使用されたい。	意見・提案書の様式については、通達で定められていることから施設限りで変更することは困難である。本意見があったことは上級官庁へ報告する。
269	大分少鑑	H30. 2. 5	視察委員会が作成した視察委員会の活動内容や在所者からの意見・提案に対する対応策を記載した書類を掲示又は在所者に配布されたい。	活動内容等を記載した書類を作成した場合には、当所にて内容を確認の上、問題がなければ居室内に掲示することとした。
270	大分少鑑	H30. 2. 5	職員を増員されたい。	職員増員に関する事項は施設限りで対応できないことから、当所の現状等を含め上級官庁に報告したい。
271	宮崎少鑑	H29. 6. 14	男子在所者に係る居室の環境改善（エアコン設置）を要望する。	上級官庁に要望事項として上申しており、今後も引き続き上申を行う。
272	宮崎少鑑	H29. 8. 31	在所者に対し、更なる提案箱の周知を行っていただきたい。	入所時及び定期的に提案箱の存在を担任から周知している（第5回視察委員会開催時、意見書の投かんあり。）。
273	宮崎少鑑	H29. 8. 31	数日前に他の少年鑑別所で自殺事案があったところ、貴所においても対策を講じられたい。	同種事案が発生しないように扇風機のコードを短くするなどの自殺防止対策を講じる。
274	宮崎少鑑	H29. 8. 31	冬場の入浴回数を増やすことはできないか、検討願いたい。	法令で定められている週2回以上を遵守している。
275	宮崎少鑑	H29. 8. 31	本の貸出冊数を増やすことはできないか、検討願いたい。	貸出冊数の見直しを行った。
276	宮崎少鑑	H29. 10. 23	本の貸出しについて、読み終えた都度、交換することはできないか、検討願いたい。	収容人数が増加した場合、不均衡が生じるなどの不公平な処遇を防止するため行っていない。
277	宮崎少鑑	H29. 10. 23	就寝時の在所者にアイマスクを貸与できないか、検討願いたい。	アイマスクは訓令で定めている貸与物品に含まれていない。現時点では対応できない。
278	宮崎少鑑	H29. 10. 23	便器周辺にちり紙を置けるようなケース購入を検討願いたい。	便器周辺に、ちり紙を置けるようなケースを購入して対応する。
279	宮崎少鑑	H29. 12. 18	在所者と職員の連絡方法について、報知器のみでは聞こえづらいのではないかと。検討願いたい。	御意見を検討した結果、保安面の向上にもつながることから、男子区廊下に監視カメラを設置することとした。
280	宮崎少鑑	H29. 12. 18	職員による授業を行うなど、学習の機会を増やしていただきたい。	外部講師や当所職員による学習指導を行っている。また、学習用ソフトなどで学習の機会を与えている。
281	宮崎少鑑	H29. 12. 18	平成28年度からの引き続きの要望であり、運動種目を増やしたと報告があるが、さらに運動種目を増やしていただきたい。	在所者の運動種目を増やすため、運動用具を購入した。今後も在所者の気分転換が図れるよう運動種目を増やす方向で検討する。
282	宮崎少鑑	H30. 2. 20	弁当給食に移行するというところであるが、価格面だけではなく、在所者の健康管理面を考慮し、味や栄養面も適切に対応していただきたい。	現時点では、弁当給食についての入札公告を行っている段階である。仕様については、矯正施設被収容者食料給与規程を満たす形での公告を行っている。
283	宮崎少鑑	H30. 2. 20	在所者がトイレに行きづらいといった意見がある。個室のトイレがある居室に移すなどの対応はできないか、検討願いたい。	定期的な居室替えを実施している。また、申出があれば状況に応じて、臨機に対応している。
284	宮崎少鑑	H30. 2. 20	トランプの貸与を検討願いたい。	訓令で定めている貸与物品に含まれていない。現時点では対応できない。
285	宮崎少鑑	H30. 2. 20	歯科治療中の在所者への対応を検討願いたい。	計画的に対応している。
286	鹿児島少鑑	H29. 12. 4	提案箱の周知を図るため、ポスターをA3に拡大印刷し、両面テープで壁に貼り付ける等の表示方法を検討されたい。	同ポスターを拡大印刷し、壁に貼り付けた。
287	鹿児島少鑑	H29. 12. 4	在所者のアンケートに「寝具類が短く、足がはみ出た。」との記載があったため、改善策を検討されたい。	新たな寝具類の更新整備を行った（平成30年3月整備済み）。
288	那覇少鑑	H29. 8. 3	備付書籍の貸与について、漫画については休日のみの貸出となっているが、その理由を明らかにするとともに改善策を検討されたい。	漫画以外の一般的な書籍に触れる機会が少ない在所者がほとんどであり、それらの書籍に触れる機会を少しでも確保し、健全育成に資する読書習慣の醸成を図ることを目的として、漫画の貸出は休日としている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
289	那覇少鑑	H29.12.7	職員の救急法に係る訓練体制を整備されたい。	当所職員が消防署における研修に参加し、応急手当普及員の資格を取得している。その職員が全職員を対象に2時間から3時間程度かけた普及研修を行っている。
290	那覇少鑑	H30.3.28	自弁購入の菓子について、購入が週1回だけであるので、購入機会を増やすよう検討されたい。	購入回数については、増やす方向で検討している。
291	那覇少鑑	H30.3.28	レトルトの食事が袋のまま配膳されることについては、改善されたい。	平成30年度から弁当給食が実施されたことに伴い、レトルト食品は使用しなくなった。
292	那覇少鑑	H30.3.28	平日にも漫画の貸出を許可するよう検討されたい。	漫画以外の一般的な書籍に触れる機会が少ない在所者がほとんどであり、それらの書籍に触れる機会を少しでも確保し、健全育成に資する読書習慣の醸成を図ることを目的として、漫画の貸出は休日としていることから、今後も平日の貸出は行わない予定である。
293	那覇少鑑	H30.3.28	勉強（資格試験問題集など）に関する本を増やすよう検討されたい。	図書については年間予算の範囲内で計画的に購入しているが、資格関係の書籍についても拡充する方向としたい。
294	那覇少鑑	H30.3.28	運動時間を増やすよう検討されたい。	法令に基づき、1日おおむね1時間以上の運動時間が確保されている状況であり、他の日課等との兼ね合いから時間延長等の対応は難しい。
295	那覇少鑑	H30.3.28	日中は、扇風機の使用のみが許可されているが、居室内は暑いと思料されるので、改善を検討されたい。	扇風機に加えて、廊下備付エアコンを気温等に応じて柔軟に使用し、居室内の気温が過度に上昇しないように対応しているところであり、これ以上の措置を講じることは難しい。